

答弁書第九十五号

内閣参甲第一一四号

昭和二十四年六月三日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員梅津錦二君提出群馬縣利根郡沼田校における四教諭不当罷免に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員梅津錦一君提出群馬縣利根郡沼田校における四教諭不当罷免に関する質問
に対する答弁書

一、質問主意書第一については、現地の報告によると四教官は、いずれもその勤務すこぶる怠慢であつて、無届欠勤、早退、遅刻等も、しばしばであつた。且つ、登校しても授業を放任した者もあり、又配給物品を他に流用する等の者もあつたようである。

二、質問主意書第二、第三については、同縣職員委員会の議決に基き、縣教育委員会がその権限と責任においてなされた処置である。政府としては右の処置について法律上干與する権限はないが、処分権者が適法な手續によつて行つた処置と思う。

質問答弁書第九十五号中正誤

「六月三日」は「五月三十一日」の誤